



図中に表示した標高数値は、世界測地系の数値です。

世田谷区都市計画図1 (地域地区等)

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

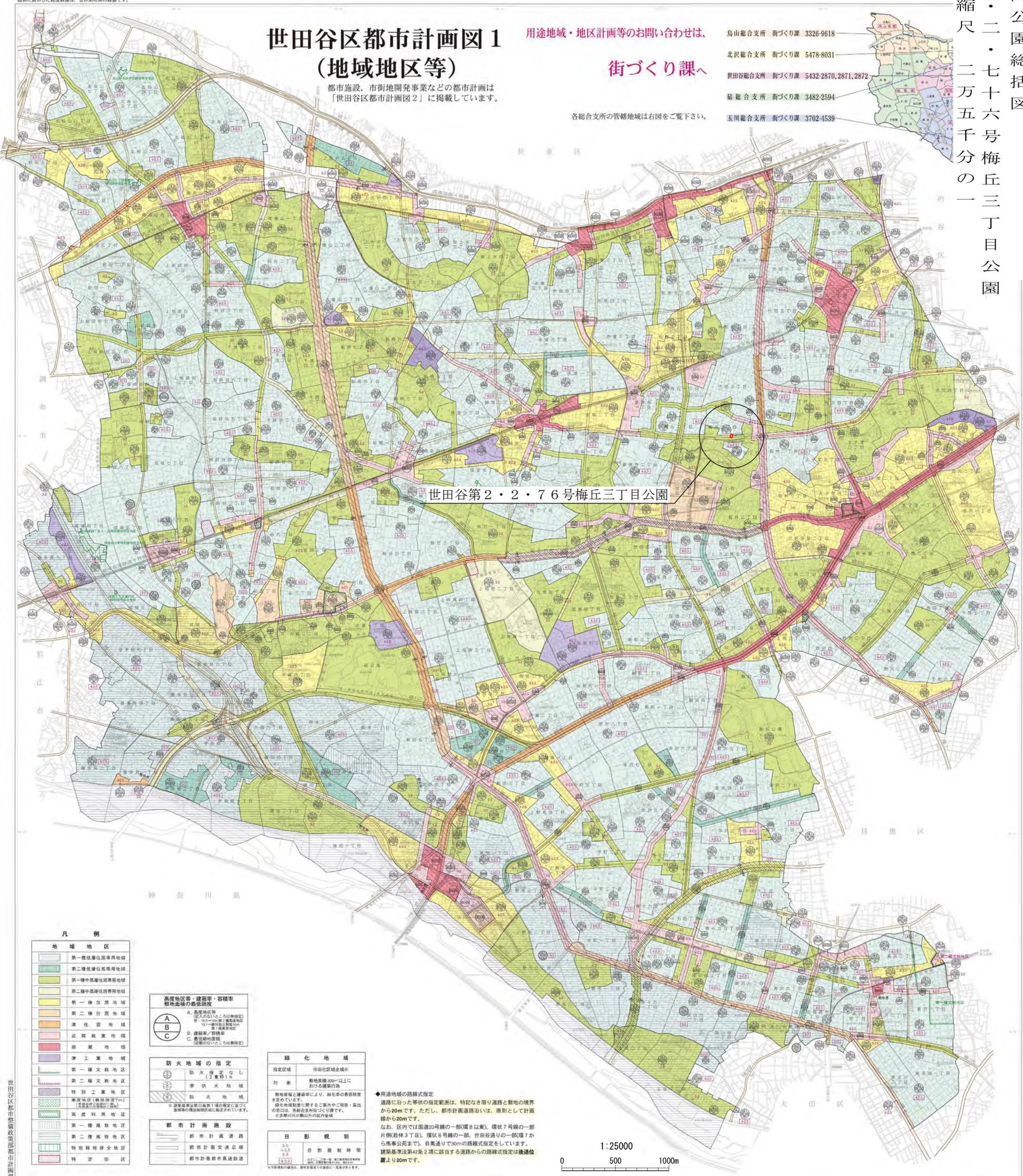
用途地域・地区計画等のお問い合わせは、
街づくり課へ

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-8031
- 世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 船橋総合支所 街づくり課 3482-2594
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



世田谷第2・2・76号梅丘三丁目公園



凡例

地域地区
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
第一種文教地区
第二種文教地区
特別工業地区
高度地区(標高100m以上)
高度地区(標高50m以上)
高度利用地区
第一種緑地地区
第二種緑地地区
特別緑地保全地区
特定地区

**高度地区等・建蔽率・容積率
敷地面積の最低限度**

A	高度地区等
B	建蔽率
C	容積率

防火地域の指定

防火(重要)
準防火地域
防火地域

都市計画施設

都市計画道路
都市計画交通広場
都市計画都市高速鉄道

緑化地域

指定区域	市街化区域全域等
対象	敷地面積300㎡以上に對する建築行為
植物樹種と植栽率により、緑化率の最低限度を定めています。	
緑化地域指定に對する案内やご質問・届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。	
※多摩川河川敷以外の区内全域	

日影規制

日影規制時間
10:00 - 16:00
10:00 - 17:00
10:00 - 18:00

用途地域の路線式指定
道路に沿った等状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬車公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。



本図に示す地域地区等の計画線は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保障、証明するものではありません。また掲載されている情報以外にも、その他情報がある場合がありますので、詳細については東京都市計画局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に御連絡ください。日影規制の詳細についても、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)でご確認ください。